

【別紙】

保存分担誌の収集中止等の取扱について

保存分担制度は、県全体での取組であり、全加盟館が協力して制度を維持する必要があるが、やむを得ず保存分担誌の収集中止等をせざるを得ない状況になった場合には、購入雑誌の保存分担に関する取扱要領第2条第2項及び第3項、並びに第3条第1項に基づき処理することとし、具体的な手続きは次のとおりとする。

- ①栃木県公共図書館協会長に報告し、取扱いについて協議する。
- ②引受け館を調整する。
- ③調整結果を周知する。
- ④引受け館がなかった場合、引き続き保存を分担する。

県立図書館 (事務局)	保存館	各館独自の 永年保存館	永年保存以外 の購入館	保存分担誌を 持たない館	その他
<p>【会長に報告し、取扱いについて協議する①】</p>					
<p>【引受け館を調整する②】</p> <p>他の永年保存館</p> <p>永年保存ではないが、当該雑誌を購入している図書館</p> <p>保存分担誌を持っていない図書館</p> <p>その他（当該雑誌の購入がなく、既に他の保存分担誌を持っている図書館）</p>					
<p>【調整結果を周知する③】</p> <ul style="list-style-type: none"> ・引受け館があった場合 新たな保存館について、総会又は役員会（持ち回りを含む）で要領を改正し、結果を周知する。 ・引受け館がなかった場合 購入中止を周知する。 					
<p>【引受け館がなかった場合、引き続き保存を分担する。④】</p> <ul style="list-style-type: none"> ・保存館以外に購入館がない場合 購入中止前の資料を引き続き保存する。 ・保存館以外に購入館がある場合 他の購入館が除籍した資料を譲受け、継続して保存する。 					